

令和6年度第2回さいたま市都市計画審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年11月25日（月曜日） 午後 3時00分から
(2) 場所：ときわ会館5階大ホール

2 出席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員
永田 喜雄 会長	照喜納 弘志委員	小高 巖 委員
石井 依子 委員	川崎 照正 委員	池上 憲二 委員
川越 晃 委員	金子 昭代 委員	澤口 清貴 委員
久野 美和子委員	佐々木 郷美委員	
兒玉 めぐみ委員		
深堀 清隆 委員		

3 欠席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員
岩田 真由美委員		中州 啓太 委員
岡澤 由季 委員		
吉沢 浩之 委員		

4 議題及び公開又は非公開の別

- 議案第425号 さいたま市都市計画下水道の変更について（さいたま市決定）…公開
○議案第426号 さいたま市都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）…公開

意見聴取

- (1) 特定生産緑地の指定予定について…公開

報告事項

- (1) 令和6年度第1回さいたま市都市計画審議会（令和6年8月27日）答申案件の結果について…公開

事務連絡…公開

5 傍聴者数

0名

6 賛否の数（議長を除く）

○議案第424号・・・・・・ 13名中 賛成13名

○議案第425号・・・・・・ 13名中 賛成13名

7 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

〔午後 3 時00分 開会〕

○事務局（中井） それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回さいたま市都市計画審議会を開会いたします。

本日、司会を担当いたします都市計画課の中井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議資料は、タブレット内の配付資料一覧表のとおりでございます。説明の中で、各ページ下部に振っております番号で説明いたしますので、ページ番号とタブレット内の番号と気をつけてください。また、画面が消えた場合は、解除する方法としましては、タブレットの左上に貼っておりますピンク色の付せんにあります番号を押していただくと解除できます。機器の不具合等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入っていただきますが、審議に当たりましては、さいたま市都市計画審議会条例第5条の規定により永田会長に議長をお願いいたします。

永田会長、進行をよろしくお願いいたします。

○議長（永田） 皆様、こんにちは。本審議会の会長、永田でございます。

昨日、おとといと風が強くて大変でしたが、今日は本当に暖かい日となりました。体調が、いろいろ日にちが変わりますので、どうか委員の皆様には、健康にはくれぐれも気をつけながらまた日々を過ごしていただきたいと思います。

それでは、本審議会を慎重かつ能率的に進めさせていただきます。どうかご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（中井） それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。

出席数は、委員定数17名のうち13名の出席でございます。

したがいまして、さいたま市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による委員の2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○議長（永田） 事務局の報告のとおり、本日の会議は成立いたします。

次に、会議録の署名委員を決めたいと思いますが、さいたま市都市計画審議会条例施行規則第9条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

兒玉委員、佐々木委員、以上のお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（永田） それでは、兒玉委員、佐々木委員、事務局が会議録を作成の上、お送りいたしますので、署名をお願いいたします。

本日の審議会における案件は、議案第425号、議案第426号の計2件、意見聴取が1件、報告事項が1件でございます。

つきましては、本審議会の議案について、非公開事項に該当するかどうか、事務局に伺います。

○事務局（中井） 本日の案件で、非公開事項には該当いたしません。

以上でございます。

○議長（永田） それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。

ただいま事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しない旨の報告がありましたので、そのとおりいたします。

それでは、本日、非公開とする案件はなしということで進めさせていただきたいと存じます。

また、本日の配付資料及び後日作成する会議録につきましても公開となりますので、この場で委員の皆様にはご了承いただきたいと思います。

それでは、当審議会を公開するものいたしますので、傍聴希望者の入室を認めることといたします。

それでは、事務局は、傍聴者がいらっしゃいましたら入室させてください。

○事務局（中井） 本日は傍聴者がおりませんので、このままご審議をお願いいたします。

〔議 事〕

議案第425号 さいたま都市計画下水道の変更について（さいたま市決定）

議案第426号 さいたま都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）

○議長（永田） それでは、ただいまより令和6年度第2回さいたま市都市計画審議会の議事に入ります。

本日の審議会における案件は、議案第425号、議案第426号の計2件、意見聴取が1件、報告事項が1件でございます。

では、これより議案説明に入ります。

議案第425号「さいたま都市計画下水道の変更について（さいたま市決定）」についての説明をお願いいたします。

下水道計画課長。

課長、どうぞ着席してください。

○下水道計画課長（板橋） 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第425号「さいたま都市計画下水道の変更について」説明させていただきます。

本議案は、公共下水道による汚水整備の排水区域の縮小と、公共下水道による雨水整備の排水区域の縮小を行うものです。

議案書の1ページをご覧ください。

2項目の排水区域の汚水面積について、既に都市計画決定しております1万5,100ヘクタールから1,332ヘクタールを縮小し、1万3,768ヘクタールとするものでございます。

同じく排水区域の雨水面積について、既に都市計画決定しております1万2,078ヘクタールから196ヘクタールを縮小し、1万1,882ヘクタールとするものでございます。

本市の公共下水道は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、昭和28年に下水道整備に着手して以来、市街化区域の整備を優先的に進め、令和5年度末までに128万人を超える市民が公共下水道を利用できるようになり、令和5年度末の下水道の普及率は市全体で95.1%となりました。引き続き、令和7年度末の下水道普及率95.4%を目標として鋭意整備を進めているところでございます。

なお、市街化区域内の整備につきましては、区画整理事業などのまちづくりの進捗に合わせて整備をする区域を除きまして、整備はおおむね完了している状況となっております。

また、市街化調整区域につきましては、市街化区域に隣接し人口が密集している区域や大規模開発による住宅密集地などの区域について、合併浄化槽による処理との役割分担の下、下水道幹線

管渠の整備状況や道路の整備を勘案し、公共下水道による整備が効率的な区域の下水道整備を進めていることとしております。

議案書の3ページ目の図面をご覧ください。

今回縮小する汚水排水区域は、図面の黄色で着色された約1,332ヘクタールの区域となります。これらの区域は、土地利用の状況や下流の整備状況から、下水道よりも浄化槽による整備が効率的と判断された区域でございます。

議案書の4ページ目の図面をご覧ください。

今回縮小する雨水排水区域は、黄色で着色された約196ヘクタールの区域となります。これらの区域は、市街化調整区域であり、公共下水道による雨水整備の予定がない区域です。

今回の変更を行うに当たりまして、都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会の開催及び都市計画案の告示を令和6年7月11日から25日まで行いましたが、口述申出書の提出はありませんでしたので、令和6年8月29日に予定しておりました公聴会は中止といたしました。

また、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、さいたま都市計画下水道の変更について、令和6年10月7日から21日までの期間で案の縦覧を行いました。期間中の縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永田） それでは、ご質問等のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

どうぞ、照喜納委員。

○照喜納委員 すみません。では、私のほうから何点か。

今回の都市計画下水道の変更についてということで、これによって、もともと下水計画があつて、今回外されちゃうといったようなエリアというのはあるのでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 計画というよりは、この都市計画の区域に入った後に、例えば何かしらこの事業を進めていくというような方向性があつた地区については進めていっているところですが、今回縮小する区域につきましては、全て調整区域という形になっておりまして、特に計画等はございません。

○議長（永田） 照喜納委員。

○照喜納委員 ありがとうございます。

そうしますと、そこに、今回外されるエリアに住んでいる方で、将来下水道を整備されるなど思っていて期待していたのに、あれ、なくなっちゃうのという、そういったような声はないのでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 今回、縦覧等を行ったりしている中では、特にご意見とかはございませんでした。ただ、じゃ、何で今回縮小することになったのかという経緯を若干説明させていただければと思います。

まず、市につきましては、今回縮小すると言っていることは、要は、最初、市は広げていくという考えはありました。これは、平成15年、合併する当時、市街化区域を進めてきていたんですけれども、おおむね市街化区域の整備を進めてきたという部分もありまして、今後、調整区域につい

でも整備を進めていくという考えを持っておりましたので、今回広がったところの岩槻を除くと、平成17年に広げております。岩槻区の部分については平成19年と。その後、国のほうから平成26年に通知がございまして、今後の人口減少化時代を見据えて、国から都道府県におおむね10年程度で概成と。この概成というのは、おおむね終わらせていこうと。全部になるわけじゃないんです。終わらせていこうと。というような通知がございまして、この計画を受けまして、我々下水道の上位計画に当たる県の計画も縮小となってくる、それに合わせた形で市のほうも縮小していくという流れで今回縮小に至ったということでございます。

ちょっと話が長くなって申し訳ございません。

○議長（永田） 照喜納委員。

○照喜納委員 すみません、ありがとうございます。経緯はよく分かりました。

それで、あと雨水のほうですけれども、雨水で変更される地区の、これまで、今回対象から外れる地区で、水害というか、そういったようなことはなかったでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 個々を見ていけば、少なからず水害というのはあるかと思っております。今回縮小する区域、これはまた調整区域になるんですけれども、これがまた合併当時、いわゆる役割分担を決めまして、市街化区域を下水道のほうで整備していこう、調整区域についてはやらないのではなくて河川部分で整備を進めていくという、こう役割分担の中で、今回、調整区域に都市計画決定しているものですから、そこは下水道としての整備の予定はございませんが、今後、何かしら、委員おっしゃるように、例えば水害が出てきたと、そこはというと、河川のエリアのものになりますので、部署は替わりますけれども、そういった要望があれば検討を進めていくという流れになります。

以上でございます。

○議長（永田） 照喜納委員。

○照喜納委員 ありがとうございます。じゃ、河川のほうでも整備していくということですね。分かりました。

ごめんなさい、最後にもう一点だけ。今回、エリアを縮小していくことで、下水道の普及率は影響ありますでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 答えいたします。

まず、普及率につきましては、先ほど令和5年度末の整備率95.1%という説明をしたところでございます。最終的な下水道としての整備の目標、こちらは96.7%となります。残りの3.3%は何なんだろうといいますと、先ほど私のほうが合併浄化槽の話をしたと思うんですけれども、合併浄化槽で処理する区域が3.2%、あとコミュニティプラントということで0.1%ということで、下水道として目指す最終的な数字のパーセンテージとなりますと96.7%でございます。

以上です。

○議長（永田） ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

小高委員。

○小高委員 1つ確認させてください。

変更理由、資料の2ページ目ですかね、排水区域の一番下、また、雨水計画についてということ

の話は、先ほどの委員への質問に対する答えと同じ理解でよろしいのでしょうか。雨水の排水区域を縮小しますということについて、これはこのとおりということではよろしいのでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（永田） 小高委員、よろしいですか。

小高委員。

○小高委員 そうしますと、当初、雨水の排水を予定している区域を除外するということに対して、先ほど来、あとは河川ですよという話がありましたが、そのあたりについては調整は済んでいるということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） この縮小する旨につきましては、河川部門のほうに説明をしております。以上でございます。

○議長（永田） 小高委員、よろしいでしょうか。

小高委員。

○小高委員 説明をして、その後は河川で対応するという事で合意したという理解なんではないでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 例えばその案件を下水道のほうで今継続的にやっている部分があるということであればその話の引き継ぎというふうになるんですけども、特に例えばある部分について雨水の整備を進めていただきたいというような意見というかそういうものが今のところございませんので、今のところそういったお話についてはないということを河川部門と話をしているところでございます。

○議長（永田） 小高委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 すみません、ちょっと前の委員の方々と重なる部分があるのかもしれないですけども、この下水道普及率が96.7%を目指していくということは、下水道整備とともに、浄化槽の整備と併せてそこを目指していくという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） 浄化槽と下水と合わせたら100というイメージを持っていただきまして、下水が目指すところは96.7%と、これが完了の予定のパーセンテージになるんですけども、例えばまちづくり、区画整理事業などの進捗に合わせて整備をするという形になってきますと、その終わりの時点がいつですよというのは、この96.7というのは、どうしても事業に合わせて、面整備等に合わせて、ないしは私道を申請する方に合わせてという形になりますので、ここからの伸びというのがなかなか上がりづらいというか、そういった状況が続くと思われます。

以上でございます。

○議長（永田） 佐々木委員。

○佐々木委員 ありがとうございます。

となりますと、下水道の整備をする区域が今回縮小になるということで、理解としては、市街化調整区域に関しては合併処理浄化槽を進めていきますということだと思えるんですけども、そ

らのほうは住んでいる方にお任せという形になってしまうのか、下水道のほうは市のほうで調整をしながら計画はできるかと思うんですけども、浄化槽のほうはどのようにされるのでしょうか。

○議長（永田） 下水道計画課長。

○下水道計画課長（板橋） この合併浄化槽につきましては所管が環境局となりまして、ただ、例えばこの縮小する区域についての範囲というものについては、我々と環境局の間では協議をしております。

この区域を決めるに当たりまして、下水道で整備した場合と合併浄化槽で整備した場合の建設費から維持管理、これを比較しまして経済的だったというのが黄色の浄化槽区域になっておりますので、今回はそこを下水道としての区域として外しているということで、その計画につきましては、生活排水処理基本計画という環境局が持っている計画に基づきまして我々も動いているという部分もございます。

以上でございます。

○議長（永田） 佐々木委員。

○佐々木委員 ご丁寧にご説明どうもありがとうございます。当該地域の方々にそのあたりがしっかりと伝わるように、一応周知や意見聴取もしていらっしゃるということではありましたが、今のところ特に反応がないということでしたので、丁寧に進めていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（永田） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。

議案第425号「さいたま都市計画下水道の変更について（さいたま市決定）」、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田） ありがとうございました。

挙手総員でございます。この議案につきましては、議案第425号について、原案のとおり可決することといたします。

それでは、続きまして、議案第426号「さいたま都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）」について説明をお願いいたします。

みどり推進課長。

課長、どうぞお座りになって説明してください。

○みどり推進課長（武笠） ありがとうございます。それでは、着座にて失礼させていただきます。

議案第426号「さいたま都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明をさせていただきます。

生産緑地地区とは、良好な生活環境の確保の効果があり、かつ、公共施設等を予定する敷地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地域地区でございます。

今回の変更は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置、追加の申入れなどが生じたため、さいたま都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものでございます。

初めに、生産緑地地区の指定状況についてご説明をいたします。

お手元の資料では、資料2というものをご覧ください。

1 ページ目になってございます。

現在のさいたま市全体の生産緑地地区の指定状況は、1,183地区、約277.07ヘクタールとなっております。今回の変更について、地区数が41地区減少、面積が約9.77ヘクタール減少し、都市計画変更後は1,142地区、約267.30ヘクタールとなるものでございます。

スクリーンのほうをご覧ください。

こちらは、生産緑地地区の面積及び地区数の過去10年間の推移でございます。青い棒グラフが面積、赤い折れ線グラフが地区数を表しております。こちらの推移をご覧いただくと、生産緑地地区は全体的には緩やかな減少傾向となっております。

お手元の議案書のほうをご覧ください。

まず初めに、議案書の構成についてご説明をいたします。

1 ページ目から4 ページ目は計画書となっております、都市計画の変更内容を記載させていただいております。

1 ページの見出しの1 につきましては、指扇11-2号生産緑地地区ほか34地区において、区域が変更となる地区の名称と面積及び、個別の案件を図面に示した変更概要図のページ番号を記載してございます。

2 ページ目の見出し2 につきましては、生産緑地地区の廃止を行うもので、今回、指扇47号生産緑地地区のほか47地区の案件を記載してございます。

飛んで4 ページ目の見出し3 につきましては、生産緑地地区が分割されたり土地所有者から新たに追加指定の申出が出されたりすることにより地区が追加となるもので、西大宮12-1号生産緑地地区のほか6地区の案件を記載させていただいております。

続いて、5 ページ目をご覧ください。5 ページから9 ページにつきましては、新旧対照表となっております。こちらには、各生産緑地地区の変更前と変更後の面積の相違が分かるように、新を上段、旧の部分を下段に記載してございます。

ページ飛びまして10ページ目をご覧ください。10ページから17ページにつきましては、変更概要書となっております。こちらについては、生産緑地地区ごとの変更の内容を記載しております。

なお、変更概要書に記載した面積につきましては、差引きの合計が相違している地区がございます。こちらについて、例を基にご説明をさせていただきます。

13ページのNo.34、三室70号生産緑地地区をご覧ください。この地区の面積につきましては、単純計算では、元の面積の約0.53ヘクタールから変更面積の約0.08ヘクタールを差し引きますと、変更後の面積は0.45ヘクタールとなりますが、議案書では約0.46ヘクタールと記載しています。こちらについては、議案書には、平方メートル単位で計算した後にヘクタール換算をいたしまして、小数点以下第3位を四捨五入しているため、端数に差が生じているものでございます。

スクリーンのほうの中段をご覧ください。平方メートル単位で計算をいたしますと、元の面積5,347平方メートルから変更面積763平方メートルを差し引き、変更後の面積は4,584平方メートルとなります。四捨五入をしてヘクタール単位の表示をした結果、約0.46ヘクタールということで記載をさせていただいております。

こちらは、今回変更する生産緑地地区の位置を示した総括図となっております。議案書では18ペ

ージとなっております。右下に四角で囲った数字がページ番号となりますので、よろしく願いをいたします。

19ページから103ページまでが、各生産緑地地区の変更について、面積等を図示した変更概要図となっております。

変更内容のご説明の前に、土地区画整理事業地内における生産緑地地区の地図上の表示方法についてご説明をいたします。スクリーンの方をご覧くださいませでしょうか。

土地区画整理事業では、新たに道路や公園等の公共施設を整備するため、地権者から土地の一部を提供してもらい事業を進めております。そのため換地処分前後では、土地の位置、地積、形状が変化することになります。本市では、換地処分前は、従前の状態の位置、形状等で生産緑地に指定をしております、換地処分後に一括して換地先を生産緑地に指定する変更を行っております。

施行中の土地区画整理事業では、仮換地先の整備が完了した土地から順次使用を開始しております。そのため、事業の進捗状況に応じて、①の従前地を生産緑地として使用している場合と、②の仮換地先を使用している場合が混在をしている状況でございます。

一例といたしまして、資料103ページの大門82号生産緑地地区の従前地と仮換地の状況についてご説明をさせていただきます。

赤色で塗られた部分が、今回追加指定する生産緑地となります。生産緑地の指定は従前地ですが、実際には仮換地先を農地として利用しております。

こちらが、仮換地先の農地部分となっております。

ということで、実際に都市計画決定として指定している部分と、実際に使用している部分が異なる場合が生じるということになってございます。

こちらが、大門82号生産緑地地区の従前地の現在の様子でございます。生産緑地法の制限は、従前地にはかかっておりません。

こちらが、大門82号生産緑地地区の仮換地先の様子でございます。仮換地先を農地として使用している状況となっております。

それでは、変更内容を、代表的な事例を用いてご説明させていただきます。

まず初めに、既存の生産緑地地区に隣接する区域を新規に追加する変更でございます。

こちらの片柳76号生産緑地地区につきましては、図中、赤線で縁取りされた既存の生産緑地地区に隣接する赤色に塗られた農地について、土地所有者から新たに追加指定の申出がなされました。これを受け現地確認等を実施したところ、生産緑地として適切な農地であることが確認できましたので、赤色に塗られた農地を新たに指定し、生産緑地地区に追加するものでございます。

なお、黒字が変更前の面積、赤文字が変更後の面積を示しております。

こちらは、追加区域の現地の様子でございます。

次に、生産緑地地区の行為制限の解除に伴う地区の廃止についてでございます。議案書では54ページでございます。

こちらの指扇47号生産緑地地区につきましては、黄色に塗られた部分が、生産緑地法第14条により行為制限が解除されたため、地区を廃止するものでございます。

次に、生産緑地地区の新規の追加指定でございます。議案書では102ページになります。

こちらの曲本5号生産緑地地区につきましては、既存の生産緑地地区に隣接しない赤色に塗られ

た農地について、土地所有者から新たに追加指定の申出がなされました。これを受け現地確認等を実施したところ、生産緑地として適切な農地であるなど指定要件を満たしておりましたので、生産緑地に指定することが適当と考えられるということであるため、新規の地区として指定するものでございます。

こちらは、新たに生産緑地に指定する農地の現地の様子でございます。

代表的な事例による説明は以上となります。

ここからは、そのほかの新規に追加する生産緑地の状況をご紹介します。

議案書の39ページのほうになります。

春岡55号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

赤の線で囲っている部分が、追加指定の箇所でございます。

続きまして、大谷口47号生産緑地地区でございます。

議案書は44ページです。

こちらが現地の様子でございます。

続きまして、大門59号生産緑地地区でございます。

現地の様子でございます。

赤枠で囲っている部分が、追加指定の箇所となっております。

続きまして、宮原96号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。こちらは、ビニールハウスでイチゴを栽培している状況となっております。

最後に、都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況についてご説明をいたします。

お手元の資料の2のところをご覧ください。

さいたま都市計画生産緑地地区の変更の縦覧につきましては、令和6年10月4日から10月18日まで実施をいたしました。周知につきましては、市報10月号及びホームページにて行いましたが、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田） ありがとうございます。

それでは、ご質問のある方はお願いしたいと思います。

金子委員。

○金子委員 議案のご説明ありがとうございました。

すごい基本的なことをまずは伺わせていただきたいんですけども、今回、生産緑地に新たに指定されるところというのは、紹介された写真を拝見すると、現在農地として活用されていないところもあるようにお見受けしたんですけども、そういう区別はあるんでしょうか。現在農地であって生産緑地として指定を受けるところと、それから、そうではない土地が、これから農作業をやりたいので、農地として、生産緑地として指定してほしいという申出があった、そういう2つの場合が考えられるんでしょうか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 新たに追加する地区部分につきましては、これまで農地として活用してきましたが、生産緑地に指定してこなかった部分を新たに追加していく部分ということと、

農地のような活用に見えなかったというところでございますが、農地として活用するものとして、たまたま写真のときには作物が作られていなかったという状況なのかなと思っております。しっかり農地として活用する部分について、生産緑地として指定していくものというふうに考えております。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 今のご答弁だと、現在農地として活用されているところが、その生産緑地の新たな指定されるところとして該当するところだということによろしいですか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 現在農地として使われている部分についてはもちろんなんですが、これから作物を作っていくとか農地利用をするというような部分も、今後農地として活用していくという意思表示がいただければ、生産緑地として指定していくものと考えております。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 分かりました。新たに指定される部分については、そういう地主の方、所有者の方の意向があったということで生産緑地にされるということですね。

今度は、削除される生産緑地のほうなんですけれども、やっぱり拝見すると、その削除される生産緑地の割合が大変大きいということで、今回も9.77ヘクタールの生産緑地が結果として削除されるということになるわけですが、このうち公共施設として活用が予定されている土地の割合についてお示しいただきたいと思います。あわせて、その公共施設の種類ですね、公園とか道路とかそれぞれの割合が分かるようでしたらお示してください。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 申し訳ございません。変更の概要につきましては、資料の10ページから内容を書いてございますが、今のところで、ご質問をいただきました公共施設に資するものと全体の割合というところが、数字がまとまっておりませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 じゃ、数字は後でということで結構なんですけれども、生産緑地の制度というのは、やはり良好な公共施設の用地として確保していくということが目的のそもそも一つにはあると思います。ですから、そのことについて意識的な活用ということがされるのが当然なのではないかという問題意識からそういうふうにお伺いしておりますので、全体のそういう計画についてちょっとお示しいただければということでの質問ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

要するに、そうでないと、生産緑地が減少していく場合に、公共用地として例えば公園になったり、それから道路を整備するについても、やはり街路樹だとかそういう緑を確保しながらの道路整備ということが当然意識されて取り組まれていかなければいけないと思うんですけれども、やはりどうしてもこの行為制限が解除された後、宅地等として提供されることが多いというのが、さいたま市内のこの生産緑地の実態だと思います。特に私の住んでおります南区などでは、生産緑地が解除されれば、もうすぐに待ち構えていたかのように宅地がたくさん整備されるという状況があり、この生産緑地の解除ということが、市内の緑を確保していくという点で、どうしてもその環境を損なうようなものにつながってしまうのではないかという懸念があります。生産緑地を市が管理していくということの上で、そういうことについての配慮をされながら、この所有者

の方との、生産緑地の計画変更についての際にそういうことを検討されながら行っているのかということについてお聞かせいただきたいです。

つまり、そのまま無制限に解除してしまえば、生産緑地としてこれまで保持されてきた、言ってみれば、市としては大切な緑地環境がなくなってしまうと、全面的に宅地化されてしまったりするわけで、そこについて市が公共用地として緑地を積極的に確保していくという努力が必要なのではないかとということでお伺いしているんですけれども、そのことについての見解をお示しいただければと思います。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 今ご指摘のとおりかなと思っております。生産緑地の解除につきましては、30年が経過したりですとか営農がなかなか難しくなってきたというときに、まず買取りの申出をしていただくことになっておりまして、その買取りの申出に基づいて、庁内に広く周知をして、公共用地として活用できないかと買取りの希望を伺っているところです。

その買取りの希望がなかった場合に、農業委員会ですとか農政部局に農地としての活用というのを、売買、貸出し含めて広く募集をさせていただいていると。約3か月間、そういった形で、買取りなり、引き続き農地として活用していく方法を模索しておりますが、その3か月の間で買取りの希望がなかった場合に制限の解除ということになります。制限の解除になった場合には、それ以降は地権者さんの土地活用のご意向によって土地活用が受理されていくという形の流れになっております。

私どもも、できるだけ農地を残していけるような形、また、公共施設、公共用地として活用していけるような形で全体に周知は図っていたり、所有者の方に営農を続けていただける意向などを伺ったりはしておるんですが、なかなか思うようには、農地としてだったり公共用地としての活用が進んでいないというのは実情としてあるかと思いますが、引き続き努力はしてまいりたいと考えております。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 その引き続きの努力というところで言えば、やっぱりさいたま市として緑の基本計画などをつくっている中で、この緑地を積極的に保全していく、市として意図的にそれを残していく方向というのがもっと必要なのではないかと強く感じます。

今、やっぱり緑地が少なくなっている、緑の環境が少なくなり、それが住民の近隣の環境であったり、ひいては地球の温暖化などにも悪影響を及ぼすということも指摘されている中、生産緑地を解除するということは、地権者の方の要望として一定理解しなければならないところもあるとは思いますが、それを保全するやっぱり公共としての役割をもうちょっと市が積極的に果たすべきなのではないかと改めて思うんですけれども、もう一回見解をちょっと聞かせていただけないか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 委員からご指摘がございましたように、緑の基本計画、昨年度改定をしております。その中で、緑の力をまちづくりに生かしていくグリーンインフラの考え方というのを盛り込ませていただきました。そのグリーンインフラ、緑の持つ力というのを生かす取組で緑を進めていきたいと考えているところでございまして、その緑の推進ですとか管理のようなところは、なかなか行政だけでは難しい状況もだんだん出てきておりまして、今後は、市民の皆さん

ですとか事業者の方、企業の皆さんにもご協力をいただきながら、多様な主体が連携をすることで、緑の豊かさを感じられるようなまちづくりを目指していきたいというところで位置づけてございますので、その基本計画に基づいて緑化の推進を進めていければと思っております。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 これまで計画にはなっていないところだと思いますけれども、例えば生産緑地の制限が解除されて、公共用地としての活用ができない、そして農地としての活用もできないということが分かって、例えば宅地になるというときに、かつて生産緑地だったところは通常の宅地の開発の基準よりも緑の割合を多くするというような指導を例えば市として行うとか、そういうようなことも含めて、生産緑地からの転用がされているところに対して、今、グリーンインフラというお話もありましたけれども、行政だけでは難しいということであれば、行政の一定の役割を果たしつつ、民間の業者にそういう努力をしてもらおうとか、そういうこととかも考えていくべきなんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 比較的大きな規模の面積の開発につきましては、開発の中で緑化の協議というものを設けておりまして、一定面積について緑化をお願いしますという制度で緑を残していくというような施策を取っております。

また、戸建てですとか民間の土地で緑化を新たにさせていただく方には、助成金の制度などもございますので、そういった制度のところは、皆さんの緑化の状況に応じて活用いただければと思っております。こちらについては、助成の内容も、今後、少し時代の状況に合った形に見直していければと考えております。

以上でございます。

○議長（永田） 金子委員。

○金子委員 ちょっと戻りますけれども、生産緑地が解除されていくということがこれだけのペースで進んでいけば、やはりさいたま市内からますます緑がなくなっていく、農地としてなくなっていくということは、それだけ市民にとっては、緑化の環境ですとか、それから雨水に対する保水の機能とかも失われていくということになってしまいます。ですから、なるべくそれが損なわれないように、なるべく損なわれないというか、それをどの程度残していくべきかということについて、市がもうちょっと積極的な介入をしていく、庁内で、道路とか箱物とかということだけではなく、やはり緑地として積極的に残していくということも含めて、公共利用をぜひ検討していただきたいということをちょっと申し上げて、私からは以上とします。

先ほどの公共施設としての利用の割合については、ぜひ後ほどお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） お時間がかかりまして申し訳ございません。一番最初にご質問いただいた公共施設の件数と割合が出ましたので、お答えをさせていただきたいと思います。公共施設等に準ずる利用については、4件ございます。合計で面積として0.64ヘクタール、今回、議案として上げている中で9.77ヘクタールの面積削減ということで申し上げておりますが、その割合といたしましては約7%ということになってございます。

すみません。補足でございます。公共施設利用の部分については、道路になったところの部分については面積が出ておりませんので、その部分は除いた面積ということでご了承いただければと

思います。

○議長（永田） ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

池上委員。

○池上委員 今、金子委員が言われたように、生産緑地が少しずつなくなっていく、大変残念だと思います。ただ、今回、議案として出された34地区の変更、それから47地区の廃止、それから、6地区と言っていますけれども、新たなのは3地区ということで、そこも、写真で見させていただくとおり、現在、既に営農が行われているということですので、今回の議案書に関してはこれで、言い方は変ですけれども、いたし方ないのかなという気がします。

ただ、1点だけ、実は私としては要望があるんですね、この生産緑地については。これは毎回この議案が出てくるときに私は申し上げているんですけども、先ほど休耕地というお話があったと思うんですが、生産緑地の中には、休耕地と称して何年も放棄されたままになっている農地がございます。幾つかですね。それらは、非常に雑草が生い茂ったりとか、あるいは不法投棄の温床の場になっていたりしているんですね。生産緑地というのは、農地として適正な管理がされているというのが条件になっていると思いますので、ぜひその生産緑地については、管理状況のチェック、これを適切にさせていただくとともに、不適切な部分については、ちゃんと適切に管理するようにという指導、これをぜひ行っていただきたいと。これはみどり推進課さんの仕事ではなくて、恐らく農業委員会のほうのお仕事になるかと思うんですが、ぜひ申し送り事項としてこれを切にお願いしたいと思います。

でないと、生産緑地というのが周りの住民にとって迷惑な土地になってしまうんですね。生産緑地はないほうが良いというような極端な意見が出てきてしまうおそれもございますので、この辺だけは何度も私は言わせていただいているんですが、ぜひ管理状況のチェック及び指導、これを十分に行っていただきたいという要望でございます、これは。お願いいたします。

○議長（永田） みどり推進課長さん、今までの要望も十分踏まえて、課としての取組を進めていてください。

○みどり推進課長（武笠） はい、承知いたしました。

○議長（永田） ほかにございますでしょうか。

深堀委員。

○深堀委員 質問1つと、あと、今出ている意見についてのまた意見ということ述べさせていただきます。

まず質問なんですけれども、先ほどスクリーンでも説明いただいた片柳76号生産緑地地区ということについて、たくさん生産緑地の問題が出てくるので、いろんなパターンはあるんだと思うんですけども、こちらはちょっと教えていただきたいなと思ひまして、最初のほうで、先ほど追加の話で説明いただいたと思うんですけども、ここは、その前に説明のところでは、当該生産緑地地区を除外しということがありますので、その手続はどういうことだったのかなというふうに思います。30年たった後で、生産緑地地区になったままになっていて、買取りの申出とか、いろいろと庁内の話だとか、農業で使えるかとやった後で、そしてまたここでそういった、廃止になってというのを一括してここでやろうというふうに読めるんですけども、その事情はどういうことだったのかなというのが、ちょっと資料が簡単過ぎて分からなかったなというのが1つ目

ですね。いかがでしょうか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） お時間かかりまして申し訳ございません。

今ご質問いただいた片柳76号の生産緑地地区につきましては、追加指定になった部分というところが、一旦、30年を経過した後に、特定生産緑地に指定をせずに解除になってしまった部分です。その所有者の意向が変更になったことから、改めて指定をする部分ということになってございます。

○深堀委員 再指定することというのは、特定にならなかったものになるんだというのは前にもあったかなと思いますので、除外のところの手续もあったのかということでお伺いしました。

それから、先ほどから生産緑地の議論がありますけれども、私も先ほどグラフを見て、やっぱり特定の制度ができてから傾きがすごく、減少の傾きが大きいんだなというふうに改めて思って、それで、なかなか生産緑地については個別にいろいろと行政のほうからできることも少ないんだらうと思うんですけれども、そうですね、確かに、でも、多面的な効用があるグリーンインフラということもありましたので、非常にもったいない状況であると。

そうですね、いろいろ市民が農地と触れ合える体験、交流みたいなもので、まちづくりの観点でこうあったらいいというビジョンを示すのも一つだし、それから、防災としてもいろんな使い方ができるはずだ、市内から避難するとか、例えば市外からの人も受け入れて防災で使うとかいろいろとあると思うんですけれども、金子委員さんからあったのは、これだけ廃止されてしまうんだっただという意見で、廃止された後、生産緑地というのはまちの中でどういうふうに土地として役割を果たしていくのかということについて、もう少し市としてまちづくりの方向性を持って検討されたいかなというの思います。

そうですね、結構たくさん生産緑地があるところであれば、もう少し地域の中のまちづくりの計画的なことを考えて、官民連携ということも難しいんでしょうけれども、今は民間でも、生産緑地を宅地開発するときに農地を一部残したり、一部は防災としても雨水貯留・浸透にも資するように整備するとかって、配慮するような開発がありますよね。そういったことを、民間なので、どうやってそれを市として、こういうふうにまちをつくっていくんだというビジョンを出して、民間のそういう取組を誘導するとかということと、あと、農地として、新しく宅地になっても、それはつまり農地としての意味を継承するということだと思っただけですね。そうすると、先ほど、緑化をもう少し強化してもいいんじゃないか、補助金のお話をされていましたが、やはりそこは、全般的な緑地の補助ではなくて、生産緑地に特化して、もともと生産緑地だったところが廃止されたところは、川口でやっていますかね、生産緑地が廃止されると、奨励する目的で補助金を出して緑化をさせるというようなことがあったりとかいう、そういうふうに、農地が難しくても、緑地として、グリーンインフラとしての機能をほかの開発よりは重視できるように誘導する方法を検討するとか、そんなことがあるのかなというふうに思います。

それから、ちょっと長くなってすみませんけれども、池上委員さんの話もありましたけれども、ちゃんとチェックするということと同時に、休耕したり管理ができていないということには事情があるんでしょうから、そういった農地を援助する取組、いろんな地域の中で、本来ならば、優遇措置があるんだから農家の人がきちっと営農を続けることが責務なんだろうけれども、グリーンインフラということ考えた場合には、地域にもいろんな貢献をしているんだから何らかの

支援をして、継続できるような取組を起こしていくような、そういう機運をつくるというのも市の役割としてはあるのかなというふうに、聞いていて思いました。

ちょっと長くてすみません。

○議長（永田） ありがとうございます。

みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた部分、真摯に受け止めてまして今後検討してまいりたいと思います。

生産緑地の公共利用については、先ほど、一連の手続の流れの中で、30年たったり営農が難しくなったときに買取りがあつてというお話がございましたが、公共施設に利用する場合は、買取りの申出がなくても、公共施設として利用したいですということで利用転換を図っていくことは可能になっておりますので、そういった部分も前向きに捉えて、関係部局と連携しながら、農業の営農の部分ですとか公共利用の部分は努力をしてまいりたいと思います。また、他市の事例なども参考にしながら、取り入れられるものがあればちょっと研究をしてまいりたいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○深堀委員 ありがとうございます。

○議長（永田） はい、どうぞ、久野委員。

○久野委員 すみません、10秒だけ。

今の深堀委員が、いろいろコメントが、ご提案があつたのと全く同感でございますので、私も手を挙げて言おうと思っていたんですけども、それでぜひぜひお願いしたいということと、1つ申し上げたいのは、全部、公共というか市の責任と行動によって行うんじゃなくて、私は、別の地域で、本来は官民協働というのはどういうものなんだということで、事例研究をやって実証をやっているんですけども、例えば、ここにいる議員の方々、それから委員の方々、あるいは市民の方々、皆さんそういう意識をみんなで持って、何なら研究会でも検討委員会でも、民間主導とかね、あるいはここにおられる方が主導でもいいから、そういったことを、じゃ、何が課題で、どうすればいいのかということを経常的にきちんと検討して、それで市の方を含んでとか一緒に検討しないと、これ、全部押しつけて、そう言っちゃ悪いけれども、あれができていない、これをやるべきだと言われても、もうどうしようもない。ということで、これからの時代とか、現在もそうなんですけれども、やっぱりみんなで組もうじゃないかという、こういう気概とか行動を、戦略を持つべきだと思います。深堀委員に賛成いたします。

○議長（永田） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 すみません、なるべく短く。

本当に皆さんがおっしゃるとおりだなと思っているんですけども、直近でちょうどみどり推進課長のほうにも、私、地元のほうで、小深作のほうで、おっしゃっていたとおり多様な主体によって守っていくということで、まさにそこを管理していらっしゃる市民団体の方から、不法投棄されていると、自分たちは手に負えないということで、連携してそこを解決していただいた事例がありましたけれども、当該その緑地もここに、廃止のほうに入っているのかということをやっと、地図だけじゃ分からなかったものですから。

そのような、先ほど、意見募集をしたときゼロというのがちょっと気になりまして、それだけ皆さん知らないのか、関心がないのか、そのように実際緑地を管理していらっしゃる方もいらっしゃるのであれば、そういう団体には少なくとも意見聴取されたのかどうかということをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 先日の委員のほうからご相談いただいた特別緑地保全地区については、緑地になっておりまして、市民団体のほうで一部管理をお願いして、ボランティアで活動していただいているという部分がございます。こちらについては、市民の方の協力ですとか、団体や企業の皆様のご協力を得ながら、今後、多様な主体、皆さんに関わっていただくような形で、緑を増やしていくとか維持保全していく活動を推進していきたいと考えております。

今回の生産緑地については、農地の営農の話になりますので、この土地、生産緑地という制度で税制の優遇だったりとかを受けながら農業を営んでいくというところが、一定期間たったことによって、それが優遇が受けられなくなったりとか、制限があった部分が解除されるタイミングで都市計画の変更をしていくようなことになってございまして、この部分は、行政側のほうで公共用地として利用ができなかったりとか、農地として売買だとか貸出しの要望がなかったりといったところの後に、地権者の方の土地利用の意向によって農地でなくなってしまうりとかというところが、だんだん農地が減ってきている理由になるのかなと思っております。

その辺については、先ほど委員の皆様からご意見いただいたようなところは課題として捉えて、引き続き、できるだけ生産緑地なり農地、またはグリーンインフラの機能を残していくような形で努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（永田） 佐々木委員。

○佐々木委員 分かりました。すみません、ちょっと混乱しておりまして。多様な主体を発掘していくということも、私たち議員にもできる部分だと思いますので、できる限りのことも一緒に取り組ませていただこうと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（永田） ほかにございますでしょうか。

児玉委員。

○児玉委員 今まで出てきたご意見とほぼ同じではあるんですけれども、やはり財政が厳しい中で、全てを公共が整備していくというのは難しくて、公共施設マネジメントの観点でも、やはり全てを行政がやるのではなくて、民間の力ですとか地域の力を借りながらやっていくというふうな方向で今進められているということかと思います。

そう考えますと、やはり農地、緑地につきましても同様で、全てを行政で整備するということではなく、やはり宅地になるのであればそれなりのやり方というのをいろんな主体で考えるということもありますし、そうならないための、担い手が所有者以外の方でも使えるという部分もあると思いますので、その手前の段階も含めて、地域、あるいは民間と協力しながら、どうやっていけばよいのかというのを庁内でも、特にいろんな部署が関わってくるような話になるかと思えますけれども、そこが連携するということがますます必要になるかなというふうに、聞いていて思いました。

以上でございます。

○議長（永田） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、たくさんの委員の皆様から、やはり失われゆく生産緑地についての課題とかそういう問題がたくさん提起されました。民間との活用とか、また、その後30年過ぎてから何かいい手だてがないのかとかございましたが、都市計画の手續といたしましてはその手續がありますので、それはそれとして進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第426号「さいたま都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）」、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田） 挙手総員でございます。議案第426号について、原案のとおり可決することといたします。

〔意見聴取〕

（１）特定生産緑地の指定予定について

○議長（永田） 続きまして、意見聴取１、特定生産緑地の指定予定について、ご説明をお願いいたします。

みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） それでは、引き続き着座のまま失礼させていただきたいと思います。

それでは、意見聴取１関係、特定生産緑地の指定予定についてご説明をいたします。

お手元の資料の資料３をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、「１ 特定生産緑地制度について」をご覧ください。

特定生産緑地制度は、指定から30年経過を理由とした買取り申出が提出できる期日を10年間延長する制度でございます。

生産緑地法第10条の２第３項の特定生産緑地に指定をしようとするときには、都市計画審議会の意見を伺わなければならないという規定に基づきまして、委員の皆様指定の内容をご確認いただくとともに、ご意見を伺うものでございます。

スクリーンのほうをご覧ください。

特定生産緑地に指定した場合、引き続き税の優遇が受けられます。特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から30年が経過する日までに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定することはできません。この特定生産緑地の指定は、10年ごとに更新可能なものとなっております。

なお、指定しない場合は、引き続き生産緑地法の適用を受けることになりますが、従来の税に関する優遇措置が受けられなくなるというものでございます。

次に、特定生産緑地の主な指定要件についてご説明をいたします。

主な要件といたしましては、①農地として適正に管理されていること。②農地等利害関係人、所有者ですね、等の同意を得ること。③都市計画審議会の意見を聞くことでございます。

次に、今回の意見聴取の対象についてご説明をいたします。

本市における生産緑地は、令和６年11月１日時点において1,183地区、面積は約277.07ヘクター

ルでございます。そのうち今回の意見聴取の対象は、令和7年度中に指定から30年が経過する平成7年度指定の生産緑地28地区、面積は約5.07ヘクタールとなります。

お手元の資料をご覧ください。

こちらは資料の3の2ページになってございます。今回ご意見を伺う生産緑地地区の一覧を記載してございます。

続きまして、3ページ目、総括図でございます。

3ページ目以降、右下にページ番号を表示させていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、4ページから31ページ目までが詳細図となっております。

4ページ目をご覧ください。

緑の枠で示している箇所が生産緑地地区でございます。そのうち赤色に塗られている箇所が、今回意見を伺う区域、ピンク色に塗られている箇所が、既に特定生産緑地に指定済みの区域となります。

次に、今回意見を伺う生産緑地について紹介をいたします。

こちらは、4ページの指扇29-2号生産緑地地区でございます。赤色で示しているのが、今回の特定生産緑地指定予定区域となります。

スクリーンをご覧ください。こちらが現地の様子でございます。

続きまして、指扇31号生産緑地地区でございます。大部分が既に特定生産緑地に指定をされておりますが、隣接する一部区域が今回の対象となります。

こちらが現地の様子となっております。

続きまして、西大宮1号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続きまして、西大宮2号生産緑地地区でございます。

こちらも現地の様子を写真に撮ってまいりましたので、ご確認いただければと思います。

続きまして、西大宮3号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

続きまして、西大宮4号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

西大宮5号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、西大宮6号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

西大宮7号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、西大宮11号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

続けて、西大宮15号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

続けて、西大宮17号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

西大宮18号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、西大宮19号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続きまして、西大宮20号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、西大宮21号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

西大宮22号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の写真となっております。

続けて、西大宮23号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

西大宮25号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

西大宮27号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

続けて、西大宮29号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

西大宮32号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

続けて、大砂土東7号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、片柳52－2号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、下大久保1号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

道祖土8号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子となっております。

続けて、芝原34号生産緑地地区でございます。こちらについては、大部分が既に特定生産緑地に指定されているところでございますが、一部区域が今回の対象となっております。

こちらが現地の写真となっております。

最後になりますが、東浦和区画17号生産緑地地区でございます。

こちらが現地の様子でございます。

最後に、指定に向けたスケジュールについてご説明をいたします。

令和6年7月から所有者様宛てに特定生産緑地の指定に係る書類をお送りいたしまして、適宜個別対応を行わせていただきました。現在、ご提出いただきました同意書等を審査中でございます。

今回の都市計画審議会において意見の聴取を行い、農地等利害関係人の同意が得られ、かつ、農地等として適切に管理されていることを確認できた地区のみ、令和7年3月に特定生産緑地の指

定告示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田） ありがとうございます。

それでは、ご質問等のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

池上委員。

○池上委員 今回出された28地区、写真で見る限りちゃんと営農されていますし、管理もちゃんとされていると思います。なので、問題はないかというふうには私は思います。

ただ、本当に大丈夫なのかなと思うのが、西大宮の4号、5号、それから6号ですか、これみんな駅のすぐそばなんですよ。10年間、本当にこれ農地として保てるのかというのが、余計なお世話で心配なんですけれども、そこだけはちょっと気がかりですけれども、営農を続けたいということであれば、ぜひこのまま生産緑地としていつていただければというふうには思います。

以上です。

○議長（永田） みどり推進課長。

○みどり推進課長（武笠） 今回、特定生産緑地としてご希望されるということの確認を得られたら、特定生産緑地というところに指定をしていきたいと思っておりますが、この所有者様に関しては、引き続き適正な管理を呼びかけていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（永田） よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問やご意見はないようですので、意見聴取1「特定生産緑地の指定予定について」審議会として特に意見なしとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永田） ありがとうございます。

〔報告事項〕

（1）令和6年度第1回さいたま市都市計画審議会（令和6年8月27日）答申案件の結果について

○議長（永田） 続きまして、報告事項、令和6年度第1回さいたま市都市計画審議会答申案件の結果について報告をお願いいたします。

○事務局（中井） 令和6年8月27日開催の令和6年度第1回さいたま市都市計画審議会での答申案件、さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）につきましては、令和6年10月1日に告示がなされました。

以上でございます。

○議長（永田） ありがとうございます。

報告は以上でございます。

〔事務連絡〕

○議長（永田） 本日は、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項があるようですので、お返しいたします。

ありがとうございました。

○事務局（中井）　ありがとうございました。

それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。

次回の審議会は、令和7年3月を予定しております。詳細が決まりましたら、事務局より改めてご連絡いたします。

それでは、これをもちまして、令和6年度第2回さいたま市都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

〔午後4時24分　閉会〕